

○霧島市給水条例

平成17年11月7日

条例第286号

改正 平成19年3月28日条例第13号
平成22年3月31日条例第50号
平成25年3月29日条例第14号
平成26年1月14日条例第11号
令和元年10月8日条例第26号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第15条)
- 第3章 給水(第16条—第24条)
- 第4章 料金、加入金及び手数料(第25条—第36条)
- 第5章 管理(第37条—第40条)
- 第6章 貯水槽水道(第41条・第42条)
- 第7章 補則(第43条)
- 第8章 罰則(第44条・第45条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、霧島市水道事業及び霧島市簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 給水区域は、霧島市水道事業の設置等に関する条例(平成17年霧島市条例第285号)

第3条第2項に定める区域とする。ただし、当該区域外においても市長が特に必要と認めた場合は、臨時に給水できるものとする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1か所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2か所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)
第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者(以下「給水装置設置者」という。)は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、市長は必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(開発等の事前協議)

第6条 給水区域内において開発行為等を行う者は、その給水方法、費用負担及び施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、市長の同意を得なければならない。

2 前項について必要な事項は、市長が別に定める。

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置設置者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第8条 給水装置工事は、市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。この場合において、市長は、検査の結果必要があるときは改めさせるものとする。

3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、市長が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

第10条から第15条まで 削除

第3章 給水

(給水の原則)

第16条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急の場合又はやむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水を制限し、又は停止したために水道の利用者若しくは管理人又は給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の利用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(計量制の原則)

第18条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(メーターの設置及び保管)

第19条 メーターは、水道利用者等に貸与し、保管させる。ただし、メーター設置に係る工事費は、水道利用者等の負担とするが、設置後の修繕、取替え等に係る費用は、市が負担するものとする。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。

3 貯水槽の設置されている共同住宅の場合は、給水装置に設置したメーターとは別に貯水槽から各戸への給水に用いる設備(以下「貯水槽以下給水設備」という。)に各戸のメーターを設置することができるものとし、その位置は、市長が定める。

4 貯水槽以下給水設備にメーターを設置しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

5 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

6 水道利用者等が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、自然破損又は変災によるものは、この限りでない。

(給水契約の申込み等)

第20条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を開始し、休止し、又は廃止するとき。
- (2) 私設消火栓を消防演習に使用するとき。
- (3) 給水装置の用途を変更するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (4) 消火栓を火災に使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、火災又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 2 私設消火栓を消防演習に使用するときは、市長の指定する職員の立会いを要する。
- 3 私設消火栓を消防演習に使用するときは、1回の使用時間は20分を超えてはならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良なる管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等が賠償しなくてはならない。

(水道使用者等の責任の連帯)

第23条 水道使用者等は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責任を負うものとする。

- 2 給水装置共有者の市に対する責任は、連帯とする。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、請求者からその実費額を徴収する。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の徴収)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者等から徴収する。

2 料金は、給水の制限をした場合においても徴収する。

(料金債権の放棄)

第25条の2 市長は、料金に係る債権の消滅時効が完成したものについて、債務者が消滅時効の援用を行わず、かつ、当該債権の消滅時効の起算日から5年を経過したときは、当該債権を放棄するものとする。

(料金)

第26条 料金は、別表のとおりとし、基本料金と従量料金の合計額又は私設消火栓の金額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

2 従量料金は、1立方メートル未満の使用水量は1立方メートルとして計算する。

3 重複又は過誤納により返還する料金については、未納料金に対して充当することができる。

4 前項により充当した場合は、通知をしなければならない。

(特別給水による料金)

第26条の2 前条第1項の規定にかかわらず、給水装置によらないで給水を行ったときの料金は、使用水量に1立方メートル当たり110円を乗じた使用料金と当該給水のために特に要した費用に相当する額との合計額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(料金の算定)

第27条 料金は、毎月の定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。)に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 水道の使用を休止し、又は廃止したときは、その都度、使用水量を計量し、その使用水量をもって料金を算定する。

(使用水量の認定)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。

(1) メーターに異状があったとき。

(2) 天災その他特別な理由により、メーターを検針することができないとき。

(3) その他使用水量が不明のとき。

(料金算定の特例)

第29条 月の中途において水道の使用を開始し、休止し、又は廃止したときの料金は、1か月分としてこれを算定する。

2 月の中途においてメーターの口径を変更したときの料金は、使用日数の多い方のメーターの口径の料金により、使用日数が同じであるときは変更後のメーターの口径の料金により算定する。

(共同住宅に係る料金算定の特例)

第30条 市長は、アパート、マンション等共同住宅(以下「共同住宅」という。)の各世帯の使用者であって、市長の定める基準に適合しているものについては、当該共同住宅に設置されているメーターの口径の大きさにかかわらず、申請によって各世帯の使用者が使用する給水装置のメーターの口径の大きさを13ミリメートルとみなして料金を算定することができる。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第31条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、水道の使用者等から納入通知書及び口座振替の方法で毎月分を納入期限日までに徴収する。ただし、必要な場合は、随時徴収することができる。

(加入金)

第33条 給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下本条において同じ。)の工事及び貯水槽以下給水設備へのメーター設置工事をしようとする者は、当該工事によって設置されるメーターの口径により次の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額(以下「加入金」という。)を納入しなければならない。ただし、改造工事の場合の加入金の額は、新メーターの口径に係る加入金の額と、旧メーターの口径に係る加入金の額の差額とする。

メーターの口径	金額
13ミリメートル	25,000円
20 "	50,000円
25 "	82,000円
30 "	142,000円
40 "	203,000円
50 "	485,000円
75 "	1,304,000円
100 "	2,380,000円
150ミリメートル以上	市長が別に定める。

2 前項の加入金は、工事の申込みの際、納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、工事の申込み後に納入することができる。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に申込みを取り消した場合には、還付することができる。

(手数料)

第34条 手数料は、次の各号の区分により、申請者から申込みの際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認められた者からは、後日徴収することができる。

(1) 第8条第1項の指定をするとき 1件につき50,000円

(2) 第8条第1項の指定を更新するとき 1件につき3,000円

(3) 第8条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき 1栓につき800円

(4) 第8条第2項の工事の検査をするとき 1栓につき800円

(5) 各種証明書発行手数料 1枚につき200円

(6) 支払督促手数料 1通につき100円

2 市長は、前項の規定により難いと認められるときは、別に徴収額を定めることができる。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第35条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第26条第1項及び第26条の2に規定する料金、前条に規定する手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

(給水制限又は停止したときの料金)

第36条 料金は、給水を制限し、又は停止しても減免しない。ただし、非常災害、水道施設の損傷及び公益上やむを得ない事情により給水の制限又は停止が連続5日以上に及ぶときは、その都度、市長が割合を定め減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第37条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を講ずるよう指示することができる。

2 前項の規定による指示を受け、必要な措置を講じた場合において要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が、この条例により納入すべき工事費、修繕費、料金、加入金、手数料等を指定期日内に納入しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、第27条の計量又は第37条の検査及び指示を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第41条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第42条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第8章 罰則

(過料)

第44条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第1項の承認を受けないで工事をした者
 - (2) 正当な理由がなくて、第19条第2項のメーターの設置、第27条の使用水量の計量、第37条第1項の検査又は第39条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
 - (3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
 - (4) 正当な理由がなくて、止水栓、制水弁等を開閉した者
- (料金を免れた者に対する過料)

第45条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第26条の料金、第33条の加入金又は第34条の手数料の徴収を免れた者をその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国分市給水条例(平成10年国分市条例第8号)、溝辺町水道事業給水条例(平成10年溝辺町条例第11号)、横川町水道事業給水条例(平成10年横川町条例第9号)、牧園町水道事業給水条例(平成10年牧園町条例第14号)、霧島町水道条例(平成10年霧島町条例第7号)、隼人町水道事業給水条例(平成10年隼人町条例第8号)、隼人町簡易水道事業給水条例(平成10年隼人町条例第9号)又は福山町水道事業給水条例(平成10年福山町条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月28日条例第13号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までの料金に係る債権については、改正後の霧島市給水条例の規定によるものとする。

附 則(平成22年3月31日条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めて徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用期間が施行日前から継続するものの料金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月14日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第33条の改正規定(「額の加入金」を「金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額」に改める部分及び同条の表の部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月8日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第26条関係)

基本料金

種類	用途	口径	金額
専用給水装置、 共用給水装置	一般用、臨時用	13mm	490円
		20mm	890円
		25mm	1,300円
		30mm	1,920円
		40mm	3,260円
		50mm	5,400円
		75mm	12,100円
		100mm	21,510円
		150mm	50,030円
		200mm	97,120円

従量料金

種類	用途	使用水量	金額(1m ³ につき)
専用給水装置、 共用給水装置	一般用、臨時用	1m ³ ～10m ³ までの部分	85円
		11m ³ ～30m ³ までの部分	105円
		30m ³ を超える部分	110円

私設消火栓

種類	金額(5分につき)
私設消火栓(演習用1栓につき)	200円